

平成十六年八月五日受領
答弁 第二二二号

内閣衆質一六〇第二二号

平成十六年八月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員中村哲治君提出個人情報保護法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中村哲治君提出個人情報保護法に関する質問に対する答弁書

個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定）において、個人情報を保護するための格別の措置を各分野（医療、金融・信用、情報通信等）ごとに早急に検討し、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の全面施行（平成十七年四月一日）までに、一定の結論を得るものとしている。これを踏まえて、遅くとも秋口までに、当該各分野における措置の内容を網羅的に明らかにし、公表するとともに、当該措置の内容について、法制上の措置の必要性を精査し、年内にその結論を得るため、現在、各省庁において検討を進めているところである。